

ねたきり在宅高齢者等 介助者慰労助成事業

1 対象となる方

介護認定が要介護3以上の方（被介助者）を在宅で介助しているご家族のうち、次のいずれかの条件に当てはまる方（施設に入所中・入院中の方は対象外となります。）

- (1) 墨田区にお住いの被介助者（65歳以上）を日常介助しているご家族
- (2) 墨田区にお住いの被介助者（40～64歳）を日常介助している65歳以上のご家族

2 内容

申請に基づき「はり・灸・マッサージ券」を2枚お渡しします。券1枚で4,000円相当のはり、灸、マッサージ、按摩、指圧のいずれかの施術が受けられます。

事前に施術者一覧に記載されている施術者へ予約のお電話をし、施術時に「はり・灸・マッサージ券」を施術者にお渡しください。施術所によっては、ご自宅への訪問施術も可能ですが、施術者の交通費をご負担いただく場合がありますので、事前の予約時にご確認下さい。

券を受けた年度の3月31日まで使えます。忘れずに2枚ご利用ください。

3 申込みの方法

区役所または高齢者支援総合センターに申請書を提出してください。申請には介助者・被介助者の方のご印鑑が必要になります。

区から対象となる被介助者の方のお宅へ「はり・灸・マッサージ券」を郵送します。

対象者(2)の方については、申請に「介助者・被介助者の方のご印鑑」及び「介助者の方の公的機関の発行する身分証明書」が必要になります。

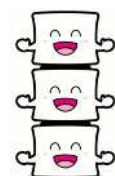
4 更新

すでに申請をいただき、4月1日時点で要件をみたしている方は、申請書のご提出は不要です。翌年度「はり・灸・マッサージ券」を一斉送付させていただきます。

1年間ご利用のない場合は、更新を終了させていただきます。なお、更新の際、お電話で確認させていただく場合がございます。



《問い合わせ先》 墨田区高齢者福祉課支援係(4階)
電話 03—5608 - 6168



ねたきり在宅高齢者等介助者慰労助成事業

申請手続き・利用の流れ

1 対象となる方に当てはまるかチェックしてください

対象者： ～ のすべてに☑が入っていて、 か のいずれかに☑が入った方
被介助者が墨田区にお住まいの方である。

被介助者が要介護 3 以上である。

介助者が日常介助しているご家族である。

いずれかに☑



被介助者の年齢が 65 歳以上である。

被介助者の年齢が 40～64 歳であり、介助者の年齢が 65 歳以上である。

2 対象となる方は申請書を提出してください

申請には介助者・被介助者の方の印鑑が必要です。

介助者が区外にお住いの場合、介助者の本人確認書類をお持ちください。

3 決定通知書、はり・灸・マッサージ券、施術者一覧が届きます

4 施術の予約をしてください

施術者一覧を見てご自身で予約をしてください。

ご自宅への訪問施術の場合、施術者の交通費をご負担いただく場合がございますので予約時に確認してください。



5 施術を受けます

はり・灸・マッサージ券を施術者に渡してください。

ご自宅への訪問施術の場合、施術者の交通費をお支払いください。



チケットは **2枚**ございますので、どうぞ期限内にご利用ください。

不要になった場合は、区役所高齢者福祉課にご連絡ください。